

サンプル

定款

株式会社

平成 年 月 日 作成
平成 年 月 日 公証人認証
平成 年 月 日 会社成立

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1 .

2 .

3 .

4 .

5 . 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在場所)

第3条 当社は、本店を大阪
に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式の総数は、 株とする。

(発行する株式の内容)

第6条 当社の発行する株式はすべて譲渡制限株式とし、当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売り渡しの請求)

第 7 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得したものに
対し、株主総会の決議により、当該株式を当社に売り渡すことを請求す
ることができる。

(株主割り当て)

第 8 条 当社の株式を有償又は無償で株主に割り当てる場合の、割り当てに関
する事項の決定は、取締役の過半数の一致によって定めることができる。
新株予約権の株主割り当てについても同様とする。

(株主名簿記載請求)

第 9 条 当社の株式を取得したことにより株主名簿記載事項の記載又は記録を
請求するには、譲受人と株主又はその一般承継人が、当社所定の書式に
よる請求書に署名又は記名押印し、共同で請求しなければならない。

2 株主又はその一般承継人が、前項の請求書に第 14 条による届出印を捺
印できないときは、実印を捺印し、印鑑証明書（作成後 3 ヶ月以内のもの）
を提出しなければならない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号の書面を提出した場合は、株式を
取得した者が単独で株主名簿記載事項の記載又は記録の請求をすることが
できる。

株主又はその一般承継人に対する、株式取得者への名義書換の意思表示
をすべきことを命ずる確定判決

株主又はその一般承継人が株式取得者への名義書換の意思表示をする旨
を記載した和解調書その他確定判決と同一の効力を有する書面

譲渡制限会社の株式の先買権者が、譲渡承認請求をした株主又は株式取
得者に代金の支払いがあったものとみなされる供託をしたことを証する
書面

株式取得者が、株主の相続人その他の一般承継人であることを証する書
面

(質権の登録及び信託財産の表示)

- 第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。
- 2 前項の請求の場合には、株主が前項の請求書に第14条による届出印を捺印するものとする。株主が届出印を捺印できないときは実印を捺印し、印鑑証明書(作成後3ヶ月以内のもの)の提出をもってこれに代えることができる。
- 3 質権の登録又は信託財産の表示の抹消についても前2項に準ずる。

(手数料)

- 第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

- 第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株式名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。
- 2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ通知して基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

- 第13条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第3章 株主総会

(召集)

- 第14条 当会社の定時株主総会は、事業年度終了後3ヶ月以内に召集し、臨時株主総会は、必要に応じて召集する。

(議長)

- 第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故あるときは、株主の互選によって議長を定める。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第17条 当会社には、取締役1名以上を置く。

(取締役の選任の方法)

第18条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

2 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

3 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第20条 当会社の取締役が2名以上のときは、取締役の互選によって代表取締役を定める。代表取締役の1名は社長とする。

社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

2 当会社の取締役が1名のときは、その者を社長とする。

(報酬)

第21条 取締役の報酬は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第22条 当社の事業年度は、毎年 月 日から 月 日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第23条 当社の剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して支払う。

(剰余金の配当の除斥期間)

第24条 剰余金の配当が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。また、未払配当金には利息をつけないものとする。

第6章 附則

(設立に際して出資される財産及びその最低額)

第25条 当社の設立に際して出資される財産はその全額を資本金とし、その最低額を 万円とする。1株の払込金額は、1株につき 万円とする。

(最初の事業年度)

第26条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から平成 年 月 日までとする。

(設立時取締役)

第27条 当社の設立時取締役は、次のとおりとする。

大阪

設立時取締役

(発起人の氏名、住所、割り当てを受ける株式数及び払込金額)

第28条 発起人の氏名、住所、設立に際して割り当てを受ける株式の数及び払込金額は次のとおりである。

大阪

株 金 万円

株 次項に定める現物出資による

2 現物出資する者の氏名、当該財産及びその価額ならびにその者に対して割り当てる設立時発行株式の数はつぎのとおりである。

(1) 現物出資をする者の氏名

(2) 現物出資の目的たる財産及びその価額

普通乗用車

製

型式番号 -

車体番号 -

年式 平成 年

この価額 金 万円

トラック

製

型式番号 -

車体番号 -

年式 平成 年

この価額 金 万円

ノートパソコン

製

型式番号

年式 平成 年

この価額 金 万円

以上現物出資の目的たる財産の価額の合計 金 万円

(3) 現物出資者に対して割り当てる設立時発行株式の数

株

(会社法及び他の法令の適用)

第29条 この定款の規定にない事項は、全て会社法その他の法令によるものとする。

以上、株式会社 を設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成 年 月 日

大阪

発起人

印